

## 1.1 設立趣意書

我が国の国民経済の今後の発展は、科学技術に依存するところはますます大であり、新技術の研究開発と普及を推進することは極めて重要な課題であります。そのため独創的な科学技術を育成し、民族発展の可能性を切拓していかなければならないと考えます。

また、科学技術の持つ経済的、社会的、文化的な意味について解明し、配慮し、多くの人々の理解のもとに21世紀に向けて将来をよく見通して、新技術の振興を図ることが必要であります。

更に、我が国が国際社会の一員として生きていくためには、科学技術の面での協力と交流が必要であり、国際的視野に立った新技術の振興が必要であります。

このたび、故 渡辺勝三郎氏の「科学技術の振興を助成する等公益を目的とする財団法人にその資産を寄贈したい」との遺言を受け、こうした要請に応じて財団法人新技術振興渡辺記念会を設立し、科学技術に関し調査研究及び助成、表彰、国際交流等を行いもって新技術の振興を図り社会・経済及び福祉の増進に寄与しようとするものであります。

昭和57年6月29日

設立者：財団法人 新技術振興渡辺記念会

設立代表者 武安 義光

(昭和57年7月1日 内閣総理大臣 鈴木 善幸より設立を許可される)



57振第406号

財団法人新技術振興渡辺記念会  
設立許可書

財団法人新技術振興渡辺記念会  
設立者 武安 義光

昭和57年6月29日付をもつて申請のあつた財団法人新技術振興渡辺記念会の設立については、民法（明治29年4月27日法律第89号）第34条の規定に基づき許可する。

昭和57年7月1日

内閣総理大臣 鈴木 善



事務用品5号

科学技術庁